

Q1参照

① 知財法第7条第1項

大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

② ポリシー1-(3)

本法人は、自らの果たすべき重要な使命・責務として、教材開発等を中心とした有用な研究成果等を知的財産として保護するとともに、これらを管理し、活用することにより、わが国の教育者の実践力の養成及び地域社会の技術力の向上等に貢献する。

③ 国立大学法人上越教育大学職員就業規則第3条第1項

この規則は、次の各号に掲げる常勤職員に適用する。

- (1) 大学教員 教授, 准教授, 講師, 助教, 助手その他本法人が定める者
- (2) 附属学校教員 附属幼稚園, 附属小学校及び附属中学校の副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭及び栄養教諭
- (3) 一般職員 事務系職員及び技術職員その他前2号に定める以外の職員で本法人が定める者